

大阪府 24 時間 AED 使用協力施設登録規約

1 目的

大阪府内に設置されている自動体外式除細動器（以下「AED」という。）について、24 時間使用可能で、かつ、緊急時に府民等への AED の貸し出しに協力可能な施設（以下「24 時間 AED 使用協力施設」という。）を広く周知し、緊急時における AED の使用を促進することで、傷病者の救命率・社会復帰率の更なる向上を図ります。

2 登録後の協力内容

- (1)24 時間 AED 使用協力施設に対し大阪府より標章を配付しますので、できるだけ府民等の目に付きやすい位置に掲示してください。
- (2)施設の周辺で AED を必要とする事案が発生し、府民等から AED の貸し出しの依頼があった場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、AED を貸し出してください。
- (3)大阪府が実施する定期的な維持管理調査等にご協力ください。
- (4)AED を貸し出した際に、破損又は盗難等の事故が生じた場合は当該所有者等で負担してください。
- (5)24 時間 AED 使用協力施設は、大阪府のホームページ等で 24 時間 AED が使用可能な施設として広く府民等へ周知します。

3 AED の維持管理等

24 時間 AED 使用協力施設の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、次の事項を履行するよう努めてください。

- (1)AED を定期的（概ね 1 カ月単位以内）に点検するなど適切な維持管理の実施。
- (2)AED の紛失・盗難・故障・破損（以下「紛失等」という。）を防ぐために十分な措置を講じ、紛失等があった場合は当該所有者等が対応する。
- (3)AED を使用した場合は、当該所有者等が消耗品を補充する（「5 電極パッド及びバッテリーの配付」に該当する場合を除く。）。

4 登録情報の変更又は取り消し

登録した情報（設置場所や使用期限など）に変更が生じた場合又は AED の廃棄等により登録の取消しを希望する場合は、大阪府健康医療部保健医療室医療・感染症対策課救急・災害医療グループ（以下「大阪府の担当部署」という。）にその旨を連絡してください。

5 電極パッド及びバッテリーの配付

施設の周辺で AED を必要とする事案が発生し、府民等に対し AED を貸し出し、24 時間 AED 使用協力施設の AED が使用されたことにより電極パッド又はバッテリーの交換を要する場合は、大阪府が適合するものを用意し配付しますので、大阪府の担当部署に配付の申請をしてください。ただし、次のいずれかに該当する場合は配付対象外となります。

- (1)24 時間 AED 使用協力施設の敷地内において、施設の従業員・職員又は施設利用者に対する救護を目的として AED を使用した場合
- (2)仕様変更や生産終了等の理由により、適合する電極パッド及びバッテリーが入手困難または入手不可能な場合
- (3)AED を使用したことに対する報酬又はそれに要した費用を、AED の借用者、傷病者、関係者又はその他の機関等に請求する場合
- (4)リース契約等、使用後に電極パッド及びバッテリーが無償交換される場合
- (5)他の機関が実施する AED 関連事業により電極パッド及びバッテリーが配付される場合

6 標章の再配付

掲示しているステッカー等が破損や劣化等により交換を要する場合は、大阪府の担当部署に再配付の申請をしてください。

7 その他

- (1)本規約に記載された内容に反し、登録が適当でないと判断された場合は登録が抹消されることがあります。
- (2)本規約は、大阪府の判断により内容を変更する場合があります、変更した場合は所有者等に通知します。